

# 別添資料

＜平成27年5月22日（金）乙訓圏域障がい者自立支援協議会 全体会＞

## 1 運営報告

資料2 乙訓圏域障がい者自立支援協議会についての要望書（乙訓手をつなぐ親の会）

1 ページ

## 2 医療的ケア委員会

資料1 『医療的ケア』が必要な方等の短期入所に関する課題協議について  
～『福祉型短期入所』の利用を進めていくために（中間報告）

5 ページ

## 3 地域生活支援部会

資料1 乙訓圏域障がい者自立支援協議会地域生活支援部会 緊急時対応について  
のアンケート用紙・配布・回収依頼書

10 ページ

## 4 相談支援部会

資料1-1 計画相談説明会案内

15 ページ

資料1-2 説明会当日配付資料

17 ページ

資料1-3 説明会アンケート

37 ページ

資料2-1 研修会に先立つアンケート

39 ページ

資料2-2 研修会案内

44 ページ

資料2-3 研修会当日配付資料

46 ページ

資料2-4 研修会まとめ

51 ページ

## 5 介護職員初任者研修プロジェクト

資料1 介護職員初任者研修課程講座 実施要項

53 ページ

資料2 ホームヘルパー養成講座の聴講要綱

55 ページ

## 6 喀痰吸引等研修プロジェクト

資料1 「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）実施要項」

56 ページ

2015年 3月 10日

乙訓手をつなぐ親の会

代表 土岡ひとみ 吉永 和子  
仁村佳與子 前田 幸子  
北達美由紀

要 望 書

日頃は障がい児・者福祉のため、ご尽力賜りまして、まことにありがとうございます。また、弊会の活動に対しましても、ご理解・ご協力いただき感謝いたしております。

さて、今年度も会員内外の意見交換・交流などを通じまして、下記のとおり意見・要望がだされましたので、ぜひご検討いただき、後日懇談の場にて、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 「地域生活支援拠点」を整備してください。
  - ・緊急時の対応
  - ・休日の支援
2. 支援学校の卒業生の進路先(生活介護)を確保してください。
3. 子育て支援の充実をはかってください。

## 要望事項

### I. 「地域生活支援拠点の整備」を進めてください。

第4期障害福祉計画の基本指針である「地域生活支援拠点の整備」について、特に下記①から④の早急な整備をお願いいたします。

#### ① 24時間365日体制の緊急対応窓口設置と仕組み作り

##### 現状

緊急時、相談支援事業所が対応しきれなかったケースがあります。夜間や休日の対応の場合については、行政の代表電話番号を窓口として教えていただきましたが、それからどのような手順で支援の手が及ぶのでしょうか？



##### ねがい

- ・24時間体制の緊急時の対応窓口を設置。
- ・そこから関係機関に連絡が行きわたり、本人が安定して過ごせるよう手配できる仕組み作り。

緊急時対応窓口は、行政の責任で設置し、将来的に各相談支援事業所に移行できるよう、個別事例をもとに検討をお願いいたします。

#### ②障害をもった本人が、24時間365日安全に安心して過ごせる場所の確保

##### 現状

土日を通して継続的にケアしてくれる場所がなく、特に緊急時は支援をつなぎ合わせての網渡り的な支援でしのぐしかありません。つなぎ目が途切れた場合、家族が無理な対応をせざるを得ない状況も見受けられ、結果、支援を使えないときもあります。



##### ねがい

- ・緊急時でも安全に過ごすことのできる場所の確保（日中一時やショートステイなど）と、そこでの安定した継続的な支援。
- ・乙訓圏域での確保が難しい場合は、圏外の入所施設等に緊急枠の確保を依頼し、送迎を確保。
- ・上記を根本的に解決するために、乙訓圏域に入所施設を開設すること。また、グループホームなどの住まいの整備。

### ③休日対応の充実

現状 [ 土日祝の休日の対応は、日中一時、外出支援、居宅支援、乙訓圏内外でのショートステイであるが、実際には、日中一時・ショートステイの枠が少ないこと、圏外の施設への送迎の困難さ、外出支援の人材不足等で、ニーズに合わせた支援を受けられません。 ]



#### ねがい

- ・土・日・祝も使えるショートステイの場所の新增設
- ・休日の日中一時事業所の新增設（例えば、きりしま苑など）
- ・生活介護事業所の休日開所
- ・既存の建物・スペースを休日に無料で開放していただき、休日の居場所作りと福祉基本計画に明記されている文化芸術活動振興の一環としての取り組みの事業化

上記のことを個別事例をもとに検討してください。

### ④支援者の確保

現状 [ 支援者の不足から、必要な支援が受けられないことが多く、特に緊急時にはそれが切実な状況です。（通院介助、本人及び家族の入院時の援助、家族の通院等） ]



#### ねがい

- 支援者の処遇を改善し、人材の確保。
- 折しも、国サイドで、現場で働く職員向けの「処遇改善費用」を付けることが検討されていることでもあり、乙訓地域の行政としても積極的な処遇改善に取り組んでください。

## Ⅱ. 支援学校の卒業生の進路先の確保をお願いいたします

既に取り組んでいただいていることですが、強く要望させていただきます。

また進路先については、障害者総合支援法の理念に沿い、本人および最も身近で長期的な支援者である家族の希望を最大限に尊重していただきますようお願いいたします。

## Ⅲ. 子育て支援の充実を図ってください

厚労省「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」の主旨に沿って、下記のことについて着手し、関係各課との連携を図ってくださいますようお願いいたします。

## ねがい

- ・早期からの子育て支援・家族支援の方策作り。
- ・地域の子育て支援事業に「障害があっても参加できる」ようにするための環境調整・サポート体制づくり。(注①)
- ・一人一人の子どもを乳幼児期から成長するまで継続的に信頼して相談できる専門職（発達に関わる医師・臨床心理士・作業療法士・社会福祉士など）の配置。必要に応じて正規雇用されること。
- ・保護者支援の一環として、親同士が支え合うネットワークをつくれるような支援体制。(注②)
- ・要支援児童・生徒の保護者に対して、必要なサービス・制度についての情報が広く行きわたること。

(注①) 文科省・厚生労働省が連携する「放課後子どもプラン」(平成 19 年度～)に基づいて、地域で実施されている放課後・週末の子育て支援事業などに、サポーターの配置や環境調整の配慮をしていただき、要支援児も参加できるようにしてください。

(注②) 定期的に無料で借りられる場所の確保、保護者どうしが話しあう間の未就園児の保育、ボランティアつきの親子レクリエーションやペアレントトレーニングの企画、アドバイザーの派遣など。

## 「今後の障害児支援の在り方について（報告書）」

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

(平成 26 年 7 月 厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」)

(前文より)

「障害者権利条約（「障害者の権利に関する条約」）の批准を踏まえ、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）をどのように進めるか、家族支援をどのように充実すべきか…（略）…障害児通所支援・入所支援の枠内で考えるだけでなく、一般施策としての子育て支援も視野に入れる必要がある。地域社会への参加・包容を推進するために、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めることにあわせて、教育とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形での支援を実践していくことが重要である。そして、障害児支援を、施設・事業所等自らが障害児に対して行う支援に加えて、持っている専門的な知識・経験に基づき、子ども・子育て支援新制度やその他の一般的な施策をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用して保育所等の育ちの場における障害児の支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要である。

## IV. 障がい児・者の余暇活動の充実を図ってください

### ねがい

- ・地域で豊かな文化・スポーツに触れる機会が、日常的にあること。
- ・移動支援サービスにグループ支援方式を導入

第 524120 号

平成27年3月26日

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

会長 植田 茂 様

乙訓圏域障害者自立支援協議会

「医療的ケア」委員会

委員長 高畑 龍一

『医療的ケア』が必要な方等の短期入所に関する課題協議について  
～『福祉型短期入所』の利用を進めていくために（中間報告）

春分の候 貴職におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、「医療的ケア」委員会では、「『医療的ケア』が必要な方への短期入所の実施」に関する課題協議を進め、その中でより身近な「福祉型短期入所」において「医療的ケア」が必要な方の利用を進めていくためにはどのような条件整備が必要になるのか、という視点で協議を行っていく方向性を確認してきました。

協議は今後も継続していくこととなりますが、より具体的な対応策の協議に資するために、これまでの取り組みの経緯や協議状況、現時点で上げられてきた課題等を整理し、「中間報告」としてとりまとめることになりました。

つきましては、「医療的ケア」委員会で協議しております表記内容について別紙のとおりとりまとめましたので、報告させていただきます。

(問い合わせ先)

乙訓福祉施設事務組合

乙訓圏域障がい者総合相談支援センター内

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局 担当 長藤

TEL 075-954-7939 fax 075-959-9086

E-mail [otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

『医療的ケア』が必要な方等の短期入所に関する課題協議について  
～『福祉型短期入所』の利用を進めていくために（中間報告）

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

「医療的ケア」委員会 委員長 高畑 龍一

### 1. 初めに

乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下「当協議会」）「医療的ケア」委員会（以下、「当委員会」）では、昨年度より「『医療的ケア（※注）』が必要な方への短期入所の実施」に関する課題協議を進め、その中でより身近な「福祉型短期入所」において「医療的ケア」が必要な方の利用を進めていくためにはどのような条件整備が必要になるのか、という視点で協議を行っていく方向性を確認してきました。

協議は今後も継続していくこととなりますが、より具体的な対応策の協議に資するために、これまでの取り組みの経緯や協議状況、現時点で上げられてきた課題等を整理し、「中間報告」としてとりまとめることになりました。

#### ※注

「医療的ケア」とは…

日常生活を営んでいくために必要な医療的な生活援助行為のこと。医療機関で行われる治療目的の「医療行為」とは区別して、「医療的ケア」と呼ばれている。

介護職員等による喀痰吸引等制度により介護職員等の実施が認められた喀痰吸引等も含まれる。

### 2. 当委員会で「短期入所」に関する協議を行うことになった経緯について

乙訓圏域における「短期入所の不足及び必要性」については、当協議会発足当初より「声」としては上げられていました。22年度の「地域生活支援部会」での協議では「ショートステイ小部会」を置き、検討が行われたこともありましたが、また「医療型短期入所」について、圏域内の医療機関と実施に関する具体的な調整協議も行政との間で行われたこともありましたが、最終的には調整がつかず実施には至っていません

24年度には当委員会及び地域生活支援部会で「短期入所の確保」及び「『医療的ケア』が必要な方の短期入所の実施」に関する意見が出され、25年度への協議課題として申し送られることとなり、運営委員会での課題整理により、当委員会での協議課題として取り上げることとなりました。

### 3. 取り組み状況について

当委員会における年度ごとの取り組み状況は、下記の通りです。

【25年度】

「乙訓の障害者福祉を進める連絡会」により、連絡会に所属する「医療的ケア」が必要な方の家族へのインタビュー（対象は9家族）を実施し、結果を取りまとめて当委員会定例会で報告しました。インタビューでは主に「入院時の対応」と「短期入所」に関する現状や希望等に関する聞き取りを行い、年度の前半ではまず「入院時対応」について集中的な協議を実施したため、短期入所に関する協議は年度後半より実施することとなりました。

聞き取りから利用者（家族）側からの希望としては、

- 「医療型短期入所」について、現状では距離的な問題（送迎の負担）や利用に至るまでの準備（外来受診、日帰り利用による「練習」等）の大変さ等から利用に至るまでに親が「疲れてあきらめてしまう」実態があり、また利用希望が多く「いざ」と言うときに使える保障がない等などから、現実的に利用に繋がっていない。
- 距離的な問題が解消する圏域の医療型短期入所の必要性を否定するものではないが、むしろ日常的な関わりが「安心感」につながる事等から、「病院ではなく、生活をしている身近な場所で利用できる短期入所（福祉型）」がより求められている。

ということが明らかになりました。

※参考：京都府下で医療型短期入所を実施している事業所 6か所。

所在地「京都市北区（2か所）」「亀岡市」「城陽市」「舞鶴市」「与謝郡与謝野町」

以上の経緯を踏まえた協議の結果、当委員会としては「福祉型短期入所事業所」での「医療的ケア」が必要な方の利用を進めていくために必要と考えられる条件整備について、協議を進めていくという方向性を確認しました。

次に、圏域内の福祉型短期入所事業所の状況を把握するため、福祉型短期入所を実施している事業所（4カ所）を対象に、「医療的ケア」が必要な方の支援を前提として、現状・課題等に関するアンケート及び聞き取り調査を実施、資料として取りまとめました。（詳細は別紙資料を参照）

また対応の事例として、4事業所の内の一事業所である「あっとハックいちもんばし」より個別事例の報告を受け、より具体的な状況と課題について確認しました。

※アンケート及び聞き取りの対象とした4事業所

晨光苑（乙の国福祉会）、乙訓ひまわり園短期入所事業所（向陵会）

ショートステイいろどり（あらぐさ福祉会）、あっとハックいちもんばし（てくてく）

【26年度】

前年度からの引継ぎを踏まえ、「医療との連携の在り方」に関する協議を行い、訪問看護ステーシ

ョンとの連携に関する情報交換が必要であるとの確認により、当委員会打ち合わせ会（6月5日）において乙訓訪問看護ステーション連絡会（代表者）との意見・情報交換を行いました。

その中で医療機関等に対して、事業所側が何を求めているのかを具体的に挙げていく必要性について確認され、前年度のアンケート・聞き取り調査の内容も踏まえつつ、4事業所での状況の交流や意見交換の場を設定することとなりました。

並行して、府下の「医療型短期入所」の現状等について確認することとなり、「花ノ木医療福祉センター」へ担当職員の派遣を要請し、定例会（8月21日）で現状の報告を受けました。報告では広域対応のため、緊急時等の臨機応変な受け入れが難しい現状や、利用開始時の受診のために家族の付き添いが必要とされること等が確認されました。

続いて、圏域内の福祉型短期入所4事業所による「意見交換会」（10月16日）を実施しました。個々の事業所ごとの状況の違いや「人材不足」等各事業所に共通する課題への意見が出される等、そもそも短期入所実施が厳しい状況にある中でも、具体的に「医療的ケア」が必要な方への対応を行っている部分もあり、それぞれ現行制度の下でもできる限り条件を整えつつ「できることは進めていく」という方向性は確認されました。

その後の定例会での「意見交換会」報告と協議により、今後課題をより具体的に抽出していくために、それぞれの事業所から事例の報告を受け、その積み上げを通して協議を進めていくこととなりました。12月12日の定例会では「乙訓ひまわり園短期入所事業所」より、2月29日には「晨光苑」より報告を受けています。

#### 4. 協議を通して上がってきた課題等について

##### ● 利用者側からの視点として

そもそも短期入所事業所が不足している中で、「医療的ケア」が必要な人の利用はさらに困難な状況がある。実施に向けての「準備」への負担が大変大きいため、「利用」に結びつくまでに親が疲れてあきらめてしまう。「医療型短期入所」は送迎負担、入所時診察のため家族（親）の同行が求められる、広域対応のため申し込みが2ヶ月前で、それでも確実に利用ができるとは限らず、緊急時について利用はほぼできない。

##### ● 事業所側の視点として

慢性的な人員不足のため、短期入所の受け入れ自体が十分にできていない実態がある。看護師等の配置の状況が事業所（法人）によって異なり、配置がある事業所（法人）でも勤務時間等の制約などにより特に夜間帯の対応に課題がある。看護師等の配置がない事業所では利用者の状況に応じて必要な連携をどうとっていくのかが課題である。短期入所が「在宅支援」の一環であることをふまえると、日常的に在宅支援として関わっている医療機関との連携が短期入所時も取ることができれば、双方にとっての安心につながるのではないかと。また、「医療型短期入所」と

の報酬単価に大幅な差がある。同じ利用者を受け入れても「医療型」と比べ1/3程度の収入にしかならず、必要な支援体制や連携体制を取ることが運営的に困難である。

- 訪問看護ステーション連絡会からの提起として

短期入所という利用形態の中で、「初めて見る人」の支援を的確に行えるかという点と難しい。日常的に関わっている方が短期入所を利用する場合の支援、ということであれば、訪問看護としてできることはあるのではないかと考えます。

## 5. 今後の協議について

以上の課題を踏まえ、今後下記のような視点で協議を進めていきたいと考えています。

- ※ そもそも問題として短期入所事業の制度設計上の課題解決のために、他圏域の状況も参考にしながら、行政（市町及び府それぞれの段階で）の施策として実施でき得るものはないか。
- ※ 短期入所を実施する事業所として、現行制度を最大限活用しつつ、さらにでき得る工夫はないか。
- ※ 訪問看護ステーション等、医療との連携を進めていくための具体的な協議が進められないか。

そのために個別事例（実際に各事業所の努力・工夫を通して対応しているケースや困難事例等）を積み上げ分析すること等を通して、具体的な条件整備の内容について検討し、協議を進めていきたいと考えています。

以上

平成26年10月29日

障がい福祉関係機関 様

乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
事務局 長藤 登

地域生活支援に関わる調査協力について（依頼）

仲秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は乙訓圏域障がい者自立支援協議会にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 地域生活支援部会では、ご家庭において「緊急時の対応について不安がある」というご意見を基に、緊急を要する事態に対して対応についてアンケートを実施し、その結果を踏まえて協議することになりました。

つきましては、障がいのある方またはご家族様に、同封の「緊急時対応についてのアンケートご協力のお願い」をお渡しいただきますようお願いいたします。

なお、速やかに課題協議を開始したいので、恐れ入りますが、11月10日（月）までにアンケートの回答を回収いただきますようお願いいたします。

11月11日（火）以降に事務局がいただきに参りますので、よろしく願いいたします。

（締め切り日以降に、提出されましたアンケート回答用紙につきましては、ご連絡いただきましたら、事務局がいただきにまいります。）

<問い合わせ先>乙訓福祉施設事務組合

乙訓圏域障がい者総合相談支援センター内

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局 担当 長藤

TEL 075-954-7939 fax 075-959-9086

E-mail [otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

## 緊急時対応についてのアンケートご協力のお願い

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 地域生活支援部会  
問い合わせ先：乙訓福祉施設事務組合 954-7939

地域生活支援部会では、今年度から、「緊急時の対応について不安がある。」ということについて課題としてとりあげ、解決のため、以下のように協議を進めていくことになりました。

- ① 障がいのある方とそのご家族から、「急なことで家族だけで対応できず困った」というお話をアンケートで聞かせていただき、「“緊急”ってこんなとき。」ということについて情報を集め、似たようなお話をグループに整理する。
- ② 「グループごとの“緊急”」に対して、それぞれどのような支援が必要か。検討協議する。

つきましてはお忙しいこととは存じますが、下記のアンケートにご意見をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- アンケートについて
- ・小学生以上の障がいのある方とご家族が対象です。
  - ・無記名でお願いいたします。
  - ・配布は、向日が丘支援学校・各通所事業所で行っていただいております。
  - ・この用紙を配られた学校や事業所に11月17日までに提出ください。
  - ・メールでの回答をご希望の方は、様式を送付いたしますので、件名を「緊急時対応についてのアンケート」として、otsufukugm@cup.ocn.ne.jpに空メールを送付してください。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会とは、

乙訓地域で生活する障がい者（児）および難病等患者の自立と社会参加を支援するために、向日市・長岡京市・大山崎町が共同設置したものです。相談支援事業所・サービス事業所・医療・教育・雇用・企業・障がい者団体・行政等で協議体を構成して、障がい福祉サービス等に関する協議を行っています。

### 【緊急時対応についてのアンケート】

1. 回答いただく方は？ ○印を付けてください。（障がいのある方との関係）

- ① 本人・② 家族（                      ）・③ その他（                      ）

2. 障がいのある方の年齢は？ ○印をつけてください。（二人以上の場合はあてはまるもの全てに）

- ①小学生・②中学生・③高校生・④10代・⑤20代・⑥30代・⑦40代・⑧50代・  
⑨60代以上

3. 障がいのある方の障がいは？ あてはまるもの全てに○印をつけてください。

- ① 身体障がい・② 知的障がい・③ 精神障がい・④ その他（                      ）

4. 一緒に住んでいる方は？ あてはまるもの全てに○印をつけてください。

- 障がいのある方の、①父・②母・③兄・④弟・⑤姉・⑥妹・⑦祖父・⑧祖母・⑨その他（                      ）

ウラにつづく

5. 今まであった「困った。」「緊急だった。」ことについてお書きください。

「いつ」 例：夜中に

「誰が」(障がいのある方から見た関係) 例：同居の母(本人の祖母)の

「どういう状況になり」 例：具合が悪くなり救急車を呼んだ。

「困ったこと」 例：子ども(本人)がパニックを起こし同乗移動が困難で私(母)が同行できず  
祖母のみ搬送してもらった。

「どのように対応したか」 例：次の日に子どもが通所してから病院へ行った。

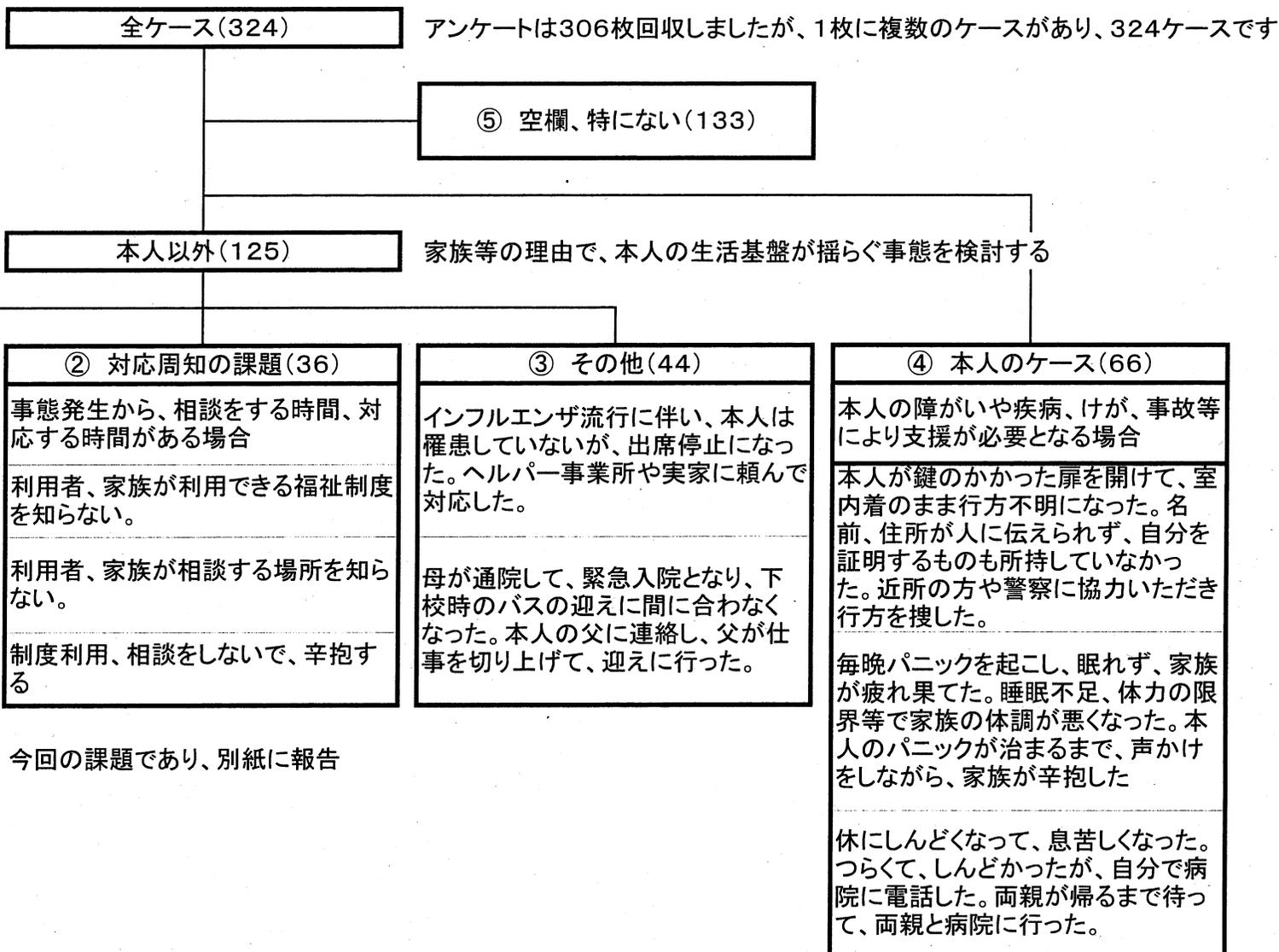
「その時にどのような支援があれば助かったか」 例：事業所が迎えに来て緊急にショートステイができる。または支援者と自宅で過ごす。

6. 今後起こりうる緊急時の対応として、希望されること(「こんな援助があれば安心。」など)があればお書きください。

提出はこの用紙を配られた学校や事業所へ11月17日(月)までにお願いたします。

# 緊急時対応アンケートの結果

1枚目



今回の課題であり、別紙に報告

今回の課題であり、別紙に報告

本人に対する福祉サービス支援

## ① 緊急対応

本人の母が、心筋梗塞で3週間入院した。日中は通所施設に行っており、帰ってからは家族で介護したが、長期になると無理だった。

本人の父が意識不明になり、母が救急車を呼び、緊急入院した。脳梗塞で、いつ亡くなるかわからない状況だった。(その後転院を2回、11ヶ月後3回目の病院で亡くなる。)母が父に付き添い、本人たち(兄妹)2人の介護ができないため、二人ともショートステイなどを利用することになった。その後、兄はグループホームへ、妹は寄宿舍、桃山学園のショートステイ、私費の宿泊を利用した。

夜中に父の具合が悪くなり、母が車で病院に搬送した。本人は寝ていたのでそのままにしていた。近所の病院だったので、すぐ戻れるだろうと思ったが、本人が起きた時のことを考え、メモをおいて置くべきだった。父のあまりの具合の悪さに慌てて車で病院に向かったが、後で考えるとぞっとした。病院で点滴等の処置でしばらくして帰ることができた。本人は眠ったままで、何事もなく済んだ。

## ② 対応周知の課題

母が具合が悪くなり、「1週間は入院、退院後もしばらくは家で休養すること」と医師に言われ、入院手術をした。寄宿舍に1ヶ月緊急入舎し、通学できた。

母が、腱鞘炎で手が使えなくなり、本人の世話や家事、運転ができなくなった。母の父に広島から来てもらい助けてもらった。

本人の送迎をしてくれていた祖母が圧迫骨折で入院し、通学の援助ができなくなった。母はフルタイムの仕事を持ち、送迎時間は仕事である。母が休みを取るが、欠勤扱い。有休は既に本人の通院や本人の兄の学校行事で使い果たしていた。欠勤が重なると給与等待遇面でダメージがある。

とうりようけいかく しょう じしえんりようけいかく  
 「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」



せつ めい かい  
 説 明 会



しょう ふくし しょう じつうしよしえん りよう みな  
 障がい福祉サービス・障がい児通所支援をご利用の皆さんへ

しょうがいしやそうごうしえんぽう しょう ふくし しょう じつうしよしえん りよう  
 障害者総合支援法により、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援を利用す  
 るすべての利用者の方に「サービス等利用計画」の作成が必要となっています。「それ  
 いて、今までとどう変わるの?」「サービス等利用計画って?」「私は何をどうすれば  
 いいの?」など、いろいろな疑問を持っておられる方もいらっしゃると思います。こ  
 の度、乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、制度の概要や「サービス等利用計画」  
 について、皆さんにお伝えし正しくご理解いただく機会として説明会を行います。  
 さくねんど せつめいかい さんか かた もうしこ うけつけ  
 昨年度の説明会にご参加いただいた方のお申し込みも受付ます。

●とき・ところ (お住まいの市・町にかかわらず、ご都合の良いところにご参加ください)

①7月1日(火) 10:00~12:00 おおやまさちちようりつちゆうおつこうみんかん 2かいこうざしつ  
 大山崎町立中央公民館 2階講座室

②7月7日(月) 13:00~15:00 むこうしふくしかいかん 3かいだいかいぎしつ  
 向日市福祉会館 3階大会議室

③7月11日(金) 19:00~21:00 ながおかきょうしりつさんぎょうぶんかいかん 1かいだいかいぎしつ  
 長岡京市立産業文化会館1階大会議室

●対象 しょう ふくし およ しょう じつうしよしえんりようしや しんききぼうしや  
 障がい福祉サービス及び障がい児通所支援利用者  
 かそくどう  
 と新規希望者、  
 その家族等

●申込方法 \*氏名\*住所\*連絡先\*参加を希望する回(①~③)を電話またはフ  
 ックスで裏面申込先まで。  
 うらめんもうしこみさき

※出来るだけ事前にお申し込みください。なお、手話通訳または要約筆記を希望する  
 方は申込期限(①~③)までにお申し込みをお願いします。

●申込期限 ①6月17日(火) ②6月23日(月) ③6月27日(金)

申込み・問い合わせ先 (市・町や相談支援事業所に問い合わせ頂いても構いません)

おとくにけんいきしょう      しゃじりつしえんぎょうぎかいじむきょく      ながふじ  
**乙訓圏域 障がい者自立支援協議会事務局**      担当：長藤

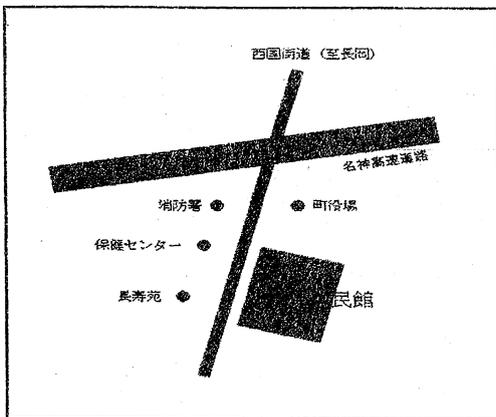
(乙訓福祉施設事務組合 乙訓圏域障がい者総合相談支援センター内)

TEL 075-954-7939      Fax 075-959-9086

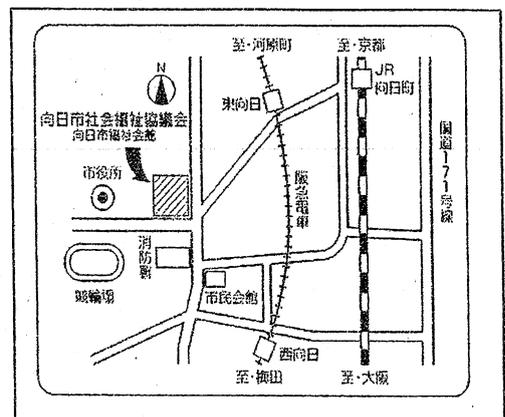
「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」は、相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者(児)及び難病等患者の自立と社会参加を支援するために向日市・長岡京市・大山崎町が共同設置したものです。相談支援事業所・サービス事業所・医療・教育・雇用・企業・障害者団体・行政等で協議体を構成して、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行っています。

【会 場 地 図】

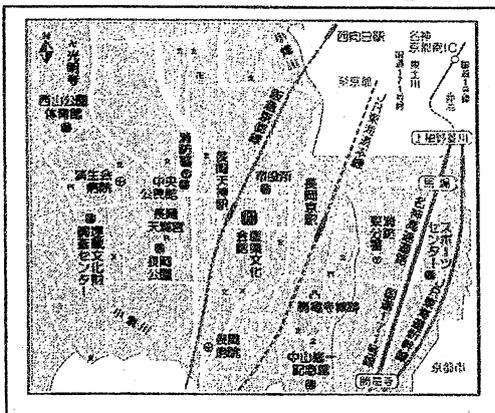
① おおやまざきちょうりつちゅうおうこうみんかん  
**① 大山崎町立中央公民館**



② むこうしふくしかいかん  
**② 向日市福祉会館**



② ながおかきょうしりつさんぎょうぶんかいかん  
**② 長岡京市立産業文化会館**



ちゅうしゃじょう      りょう  
**\* 駐車場の利用について**

だいすう      しゃしゅ      せいげん      かいじょう  
**台数、車種に制限のある会場があり**

もうしこみじ      かくにんくだ  
**ますので、お申込み時にご確認下さい。**

「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」説明会

平成26年7月7日（月）13時～15時

向日市福社会館 3階 大会議室

1 あいさつ

2 計画相談について

3 質疑

4 その他

※ 配付資料について

- ・ 説明会資料（パワーポイント）
- ・ 利用計画記入例
- ・ 計画相談の流れ
- ・ 障害児相談支援事業所・特定相談支援事業所の紹介（一覧）
- ・ アンケート

アンケートのご記入にご協力ください。

お帰りの時に、ご提出ください。

本日の説明会について、ご質問等は、市町の障がい福祉担当、相談支援事業所、自立支援協議会事務局（075-954-7939）まで、お問い合わせください。

## 説明会

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

2014. 7. 1・7・11

障がい福祉サービスの利用を希望する人

→ サービス等利用計画

障がい児通所支援の利用を希望する人

→ 障がい児支援利用計画

の作成が必要になる事についての説明会です。

### 「サービス等利用計画」と 「障がい児支援利用計画」はどう違うの？

「サービス等利用計画」は

「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉  
のサービスを利用する人への総合的な支援  
計画です。

「障がい児支援利用計画」は

「児童福祉法」に基づく障がい児通所支援  
(児童発達支援・放課後等デイサービス)を利用す  
る子どもへの支援計画です。

## なぜこの計画が必要なの？

- 障害者総合支援法では、「障害のある人々が人として尊重され安心して暮らができるための支援は、総合的かつ計画的に行うように」とされています。
- 障がいのある本人を中心に考え、福祉のさまざまなサービスを組み合わせるための「支援計画」が必要です。
- 児童の通所支援は児童の発達を促すための「支援計画」が必要です。(児童福祉法)

## 日本国憲法

### 基本的人権

## 権利条約

- こどもの権利条約  
1989年国連総会で採択  
日本は1994年に批准
- 障害者権利条約  
2006年国連総会で採択  
日本は2014年に批准

## 障害者基本法

### 第三条

…全ての障害者が、障害者でない者  
と等しく、基本的人権を享有する個人とし  
てその尊厳が重んじられ、その尊厳にふ  
さわしい生活を保障される権利を有する  
ことを前提として…

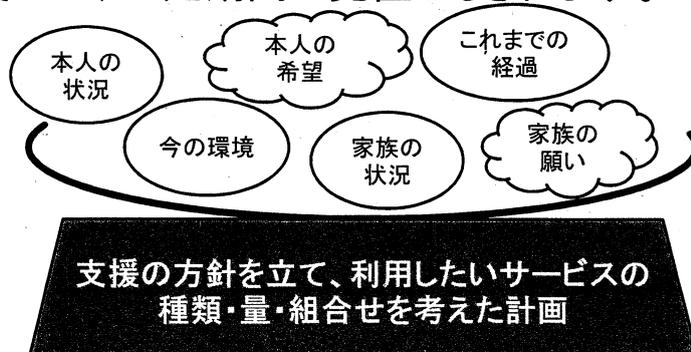
## いつから必要になるの？

- 平成27年3月までに段階的に作成を進められています。(乙訓2市1町では25年度より拡大スケジュールを作成して計画的に進められています)
- これから、新たに障がい福祉サービスの利用を申請する時に必要です。
- 今すでに、障がい福祉サービスを利用されている方は、今後サービスの更新時などに、お住まいの市・町からお知らせの文書が送られてきます。

- ① 平成25年度から始まっています。  
もうすでに利用計画を作成している人もいます。
- ② 今まで使っていないサービス利用を申請した時  
今使っているサービスに、新しいものを追加した時点で必要になります。
- ③ 現在受給者証を持っている人は、市・町から連絡があるまで必要ありません。
- ④ 作って欲しいと思う人はいつでも申請できます。

## どんな計画なの？

- 障がい福祉サービスを利用する本人の生活全体を考えて立てる支援計画です。
- そして、一定期間で見直しもされます。



## 作る人は？

市・町が指定する事業所の「相談支援専門員」です。「相談支援専門員」は京都府が実施する「相談支援従事者研修」を受講しています。

家族や本人がセルフプランを立てることも可能です。

- 障がい福祉サービス利用者→  
「指定特定相談支援事業者」
- 障がい児通所支援利用者→  
「指定障害児相談支援事業者」

障がいのある本人の

どんな暮らしをしたいか。

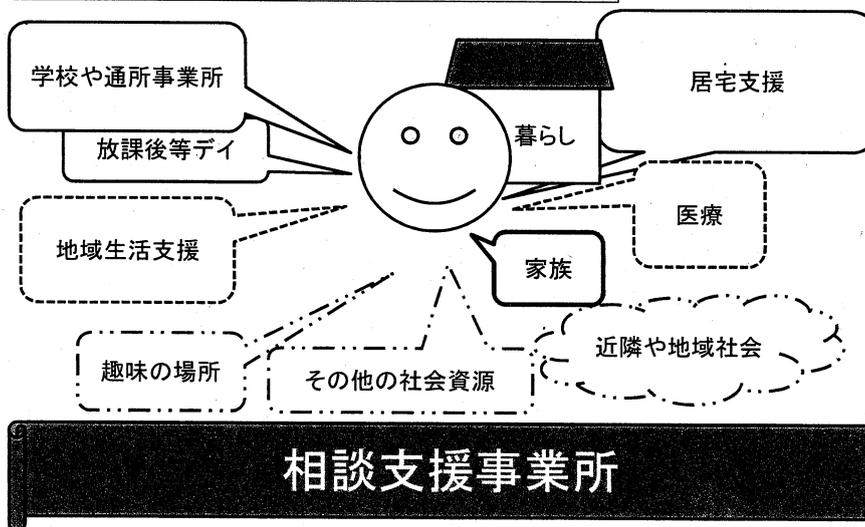
どんな暮らしをできるようにになりたいか。

希望や思いを中心に考えます。

実現可能な現状と照らし合わせながら

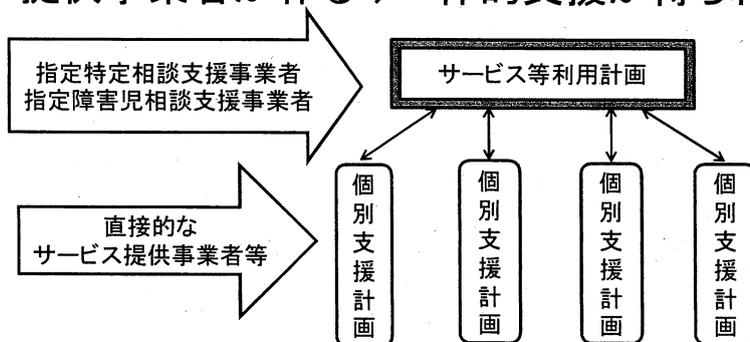
一緒に考えます。

本人を中心に！



## 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」

- 個別支援計画は、サービス等利用計画に沿って、日中活動や居宅支援等のサービス提供事業者が作る→一体的支援が得られる



## 個別支援計画とは

それぞれのサービスを提供する時に、事業者が立てて、利用者と確認するものです。

- ① いつ どれくらい 利用するか
- ② どんな内容にするか
- ③ どんな支援をするか
- ④ どんな目標をもつのか

## 見直して？

「モニタリング」と言います。

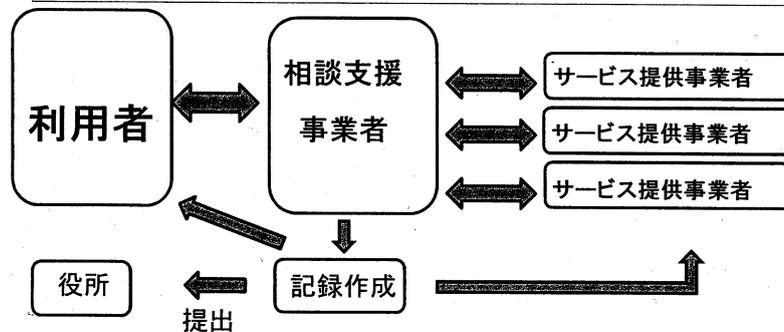
- ・立てた計画どおりに支援が提供されているか？
- ・本人の状況や願いが変わっていないか？
- ・支援の方針と支援の内容がずれていないか？



これらの事を定期的を確認します。

本人・家族からも、思っていることを話すことを勧めます。  
上手に言わなくても、具体的でなくてもかまいません。

## どんな手順で、なにを？



- ・相談支援専門員がお話をうかがいます。
- ・実施するのは受給者証に記載されている「モニタリング期間」ごとです。
- ・必要な場合は、計画を作り替えます。

## どんな良いことがあるの？

- 障がいのある本人がどんな暮らしを望んでいるのかを中心に考えます。

具体的な生活の内容を考えます。



支援の種類や量、そして組み合わせ方を考えます。

本人の  
したい事や  
なりたい自分

障がいのある本人に関わる全ての支援が、  
同じ目標を持って行われます。  
そして、計画相談の担当者を中心に、  
支援する人々の連携が図られます。

## 費用は？

- 利用者又は保護者の負担はありません。
- 計画を作成した事業者には市・町から報酬が支払われますが、利用者本人や家族がセルフプランを作成した場合は報酬は支払われません。
- 定期的な見直し(モニタリング)にも、事業者には報酬が支払われます。

## 利用者は何をすれば良いの？

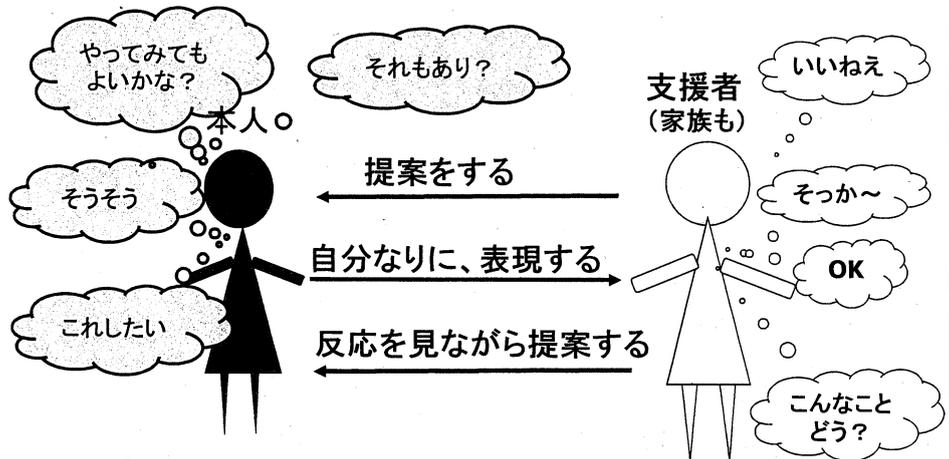
- ① まずは市・町の障がい福祉の窓口相談する。
- ② 計画相談を依頼したい「指定特定相談事業者」もしくは「指定障害児相談支援事業者」を選び、連絡する。
- ③ 選んだ事業者と契約を交わす。

障がいのある本人の暮らしやこれからのことを、トータルに相談することが、何より大切です。  
「どのサービスを使いたいのか」の前に「何が困っている事」なのか、「何をしたい」のか「どうなりたい」のかを、相談支援専門員が聞き取り一緒に考えます。

## その他(詳しくは個別にご相談ください)

- 地域生活支援事業(地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援等)のみをご利用の方も、希望すれば作成できます。
- 障がい福祉サービスと障害児通所支援を併せて利用される場合は、両方の利用内容を記載した計画を一つ作成することになります。
- 介護保険を利用されている方は、障がい福祉サービス固有のサービスの利用を希望し、市・町が必要と認めた場合に、計画作成が必要です。

# 本人の気持ちをくみとる



自分の表現が、受け入れられたら、また伝えようとする。  
自分の表現で伝わらないと感じたらもう伝えようとしな  
本人の本当の願いに近づくための支援を目指します。

この欄に、ご本人やご家族の意向を記入します。 サービス等利用計画・障がい児支援利用計画(案)

利用者氏名(児童氏名・年齢)	障害支援区分	相談支援事業者名	#####事業所
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者	****子
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	利用者同意署名欄	
計画作成日	平成26年〇月(計画案)	モニタリング期間(開始年月)	6ヶ月ごと(平成26年〇月と平成27年3月)
		利用者同意署名年月日	

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	<p>就学時、就学先を決めるのにかなり悩んだ。療育施設の職員さんや、保健師さんたちと相談をした。一斉指示が理解できなかつたり、視覚的な情報について引っ張られる特徴がある。そのようなことから我が子にとって、より教育環境が整っている支援学級を選んだ。</p> <p>支援学級で子に合ったペースや、教え方をしてもらったお陰で、毎日楽しく通学できている。漢字にすごく興味があり、難しい漢字も読めるようになった。お相撲さんの名前、平仮名のように曲線ではないからか、書くこともできるようになってきた。この興味や関心を生活する力につなげてもらえると嬉しい。</p> <p>学校生活は楽しんでいるが、放課後の過ごし方で困っている。放課後はほぼ、ゲームで過ごしている。</p> <p>このたび、放課後等デイサービス事業所の車が、クラスのお友だちを迎えに来ているところを見た。我が子もそのサービスを利用し、放課後を有意義に過ごすとともに、経験し、社会性を身につけて欲しい。</p>	<p>ご本人やご家族のご意向に合わせた援助の方針を記入します。</p>
総合的な援助の方針	<p>学校では学力をつけるため、本児にあった支援のもと、できることを繰り返し達成感を得る。またそのことで自信を持って学習に取り組めるよう援助する。</p>	
長期目標	<p>学年で習う漢字をすべて覚える。 放課後等デイサービス事業所で、学校以外のお友だちと仲良くなる。</p>	<p>1年後に達成したい目標(長期目標)、半年後に達成したい目標(短期目標)を、ご本人を主語にして記入します。</p>
短期目標	<p>休まずに学校に通い、クラスのお友だちの名前を覚える。 翌日の時間割を自分でする。</p>	

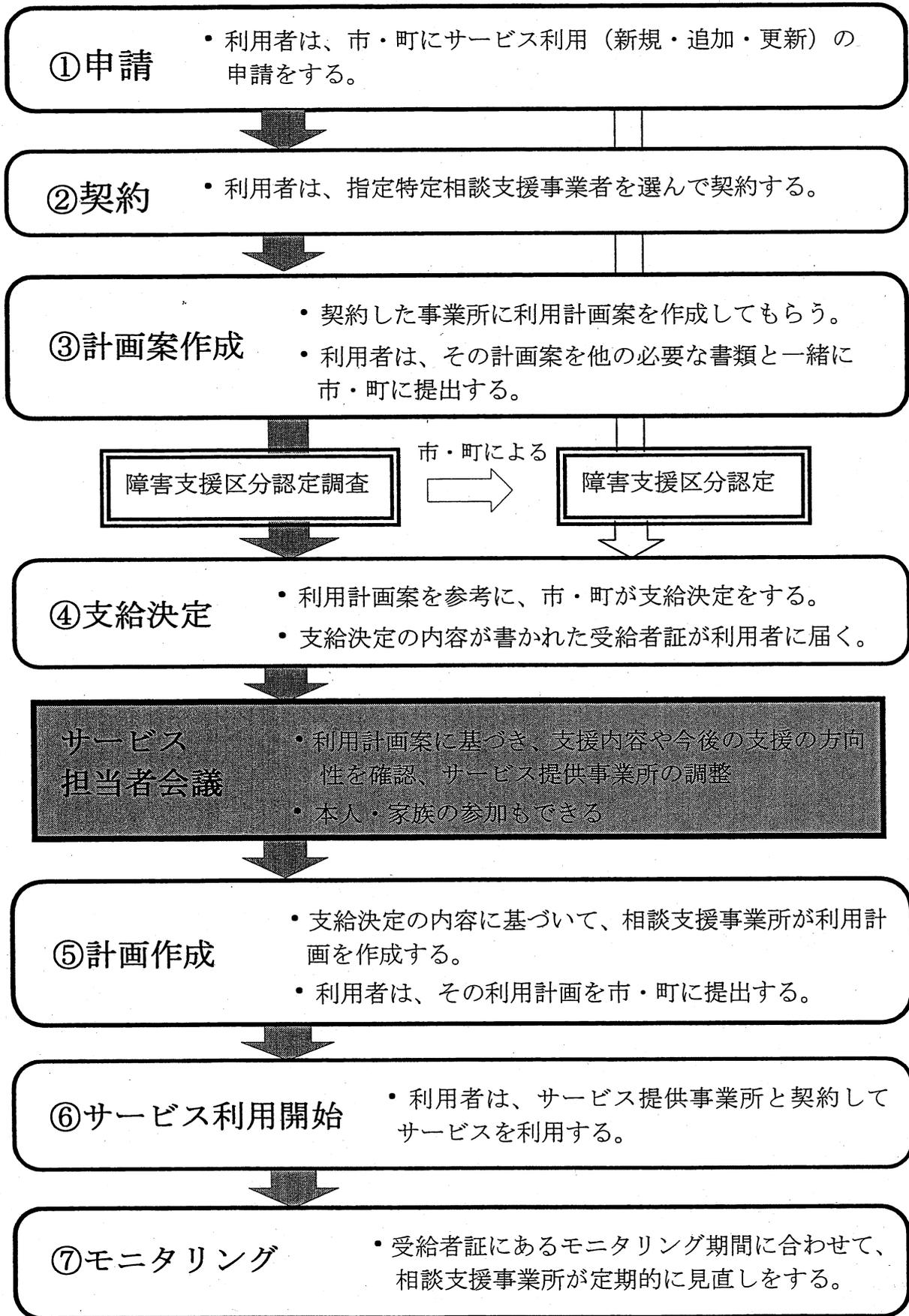
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	毎日楽しく学校生活を送りたい。	時間割を自分でし、つもりを持って学校へ行く。	6ヶ月	学校教育(開業日)	〇市立〇小学校(支援級担任・9**-****)	毎日元気に通学する。		
2	お友だちと過ごす時間がほしい。	先生や、支援者の説明やモデルを見て、同じことをしながら、お友だちと過ごす。	随時	学校教育(開業日) 放課後等デイサービス(1回/週)	〇市立〇小学校(支援級担任・9**-****) 〇事業所(担当支援員・9**-****)	他児と関わるプログラムを設定する。		他児との距離の取り方に気をつけるよう働きかける。
3	漢字をたくさん覚えたい。	教科書の字だけでなく、校内、家庭内のいろんな物の名前を書いて楽しむ。	1年	学校教育(開業日)	〇市立〇小学校(支援級担任・9**-****)	毎日の宿題に取り組む。		留意すべきこと、して欲しいことを記入します。
4	今後の進路を一緒に考えてほしい(母)。	心配事、聞きたい情報があれば遠慮なく伝える。	随時	学校教育(開業日) 相談支援事業(随時)	〇市立〇小学校(支援級担任・9**-****) 〇事業所(相談支援専門員・9**-****)	気になったこと、心配なことがあればその都度、連絡し相談する。		
5								
6								

この部分を、計画作成にあたる相談支援専門員だけの思いではなく、現に利用されている学校や利用しようとする事業所の担当者と連絡を取り合い、支援目標を共通に理解し、対応できるように目標設定します。

事前に、利用曜日等確認し、記入します。

学校名やサービス提供事業者名を記入します。

## 計画相談の流れ



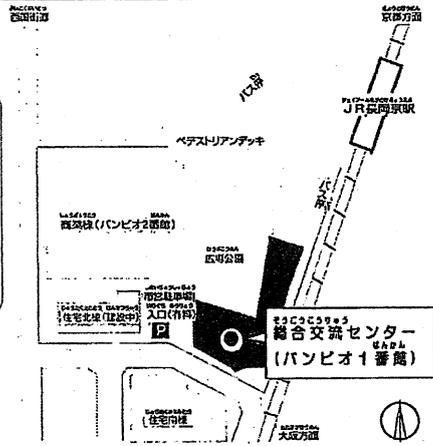




事業所名	長岡京市障がい者地域生活支援センター 「キャンパス」
住所	〒617-0833 長岡京市神足2-3-1 長岡京市総合交流センター2階
電話番号	075-963-5508
ファックス番号	075-963-5509
メールアドレス	info@nagaokakyo-shakyo.jp
相談時間	8:30~17:00
休業日	日曜日、祝日、 年末年始(12月29日から1月3日)
対象地域 対象者	長岡京市在住の方 児童(18歳未満)および18歳以上すべての方

所在地図

総合交流センター2階の、長岡京市総合生活支援センターの中に「キャンパス」があります。



建物の外観(写真)



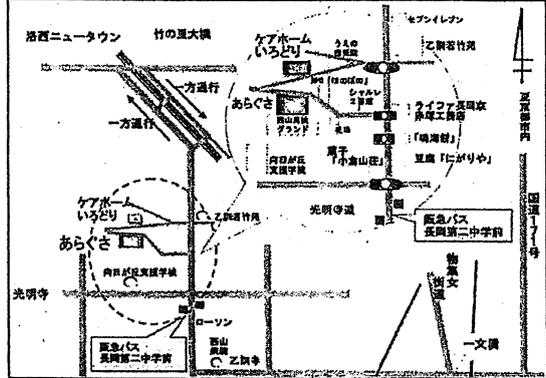
上の建物の2階にあります



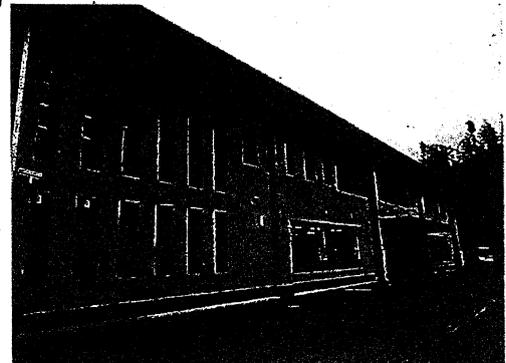
その他

事業所名	相談支援センターみちくさ
住所	〒617-0813 長岡京市井ノ内広海道42-3
電話番号	075-953-9213
ファックス番号	075-953-9215
メールアドレス	aragusa@nifty.com
相談時間	8:30~17:30 上記以外でもご相談に応じます
休業日	土曜日、日曜日、祝日、振替休日 8月13日~15日及び12月29日から1月3日
対象地域 対象者	乙訓圏域在住の方 18歳以上の方

所在地図



建物の外観(写真)

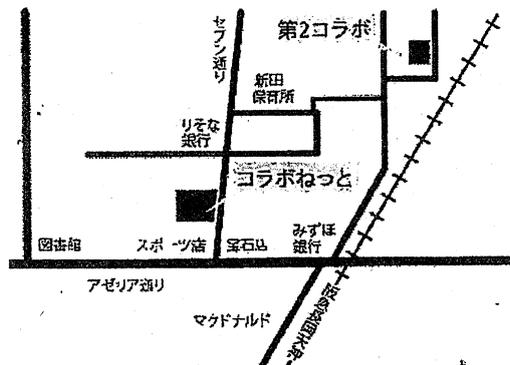
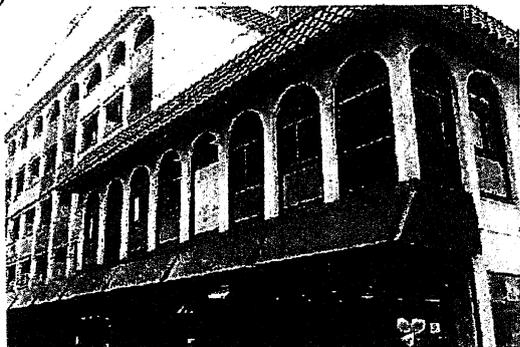


その他

障害福祉センターあらかぐさ内に、みちくさの相談支援室があります。

事業所名	こらぼねっと相談支援センター
住所	〒617-0823 長岡京市長岡2-1-39小森ビル2F
電話番号	075-953-4452
ファックス番号	075-953-4457
メールアドレス	collabo@mbox.kyoto-inet.or.jp
相談時間	9:00~20:00 (緊急時対応はこれ以外も可)
休業日	土曜、日曜日および祝日 年末年始
対象地域 対象者	乙訓圏域在住の方 児童(18歳未満)および18歳以上すべての方

## 所在地

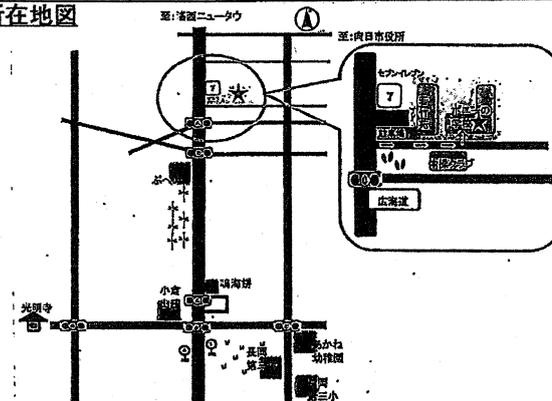
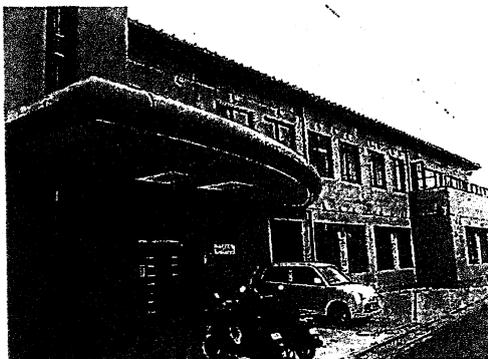
建物の外観  
(写真)

## その他

児童発達支援事業、放課後等デイサービス、居宅介護・移動支援等のサービスを提供しています。まずはお電話でお問い合わせください。

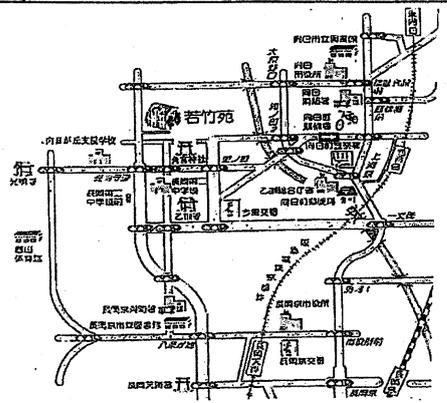
事業所名	相談支援事業 乙訓ポニーの学校
住所	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
電話番号	075-952-5000
ファックス番号	075-953-5200
メールアドレス	otsufukupony@air.ocn.jp
相談時間	8:30~17:15 上記以外でもご相談に応じます。
休業日	土曜、日曜日および祝日 年末年始(12月29日から1月3日)
対象地域 対象者	乙訓圏域に在住の方 18歳未満の児童の方

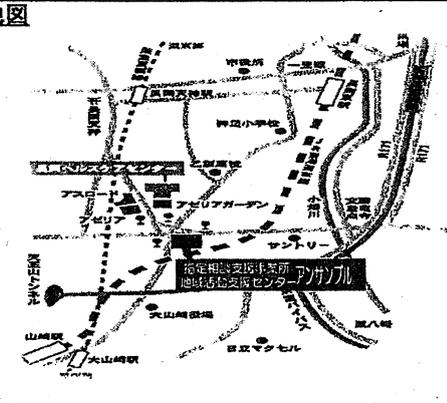
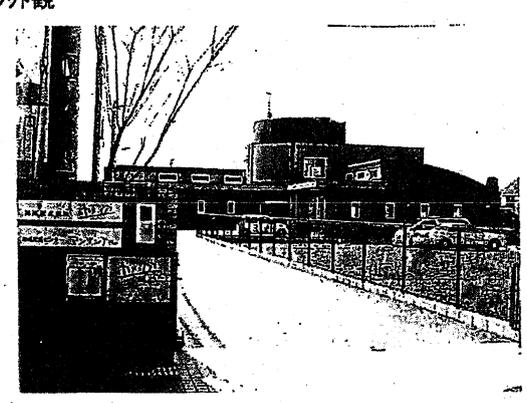
## 所在地

建物の外観  
(写真)

## その他

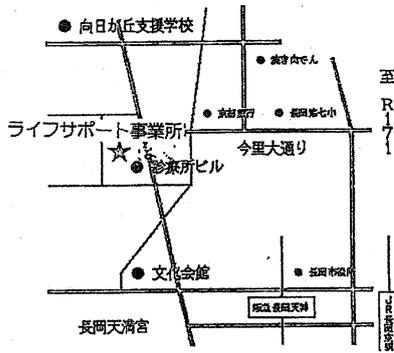
児童発達支援事業も提供しています。

事業所名	相談支援事業 乙訓若竹苑
住所	617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
電話番号	075-954-6501
ファックス番号	075-954-6588
メールアドレス	otufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp
相談時間	9:00~16:30
休業日	土曜、日曜日および祝日 年末年始(12月29日~1月3日)
対象地域 対象者	乙訓圏域在住の方 18歳以上の方
所在地図	
	
建物の外観 (写真)	
	
その他	

事業所名	相談支援事業所 アンザンプル
住所	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5-7
電話番号	075-956-2543
ファックス番号	075-956-2547
メールアドレス	n-ensn@cotton.ocn.ne.jp
相談時間	9:30~17:30
休業日	土、日曜日および祝日 年末年始
対象地域 対象者	乙訓圏域在住の方 18歳以上の方
所在地図	
	
建物の外観 (写真)	
	
その他	地域活動支援センター事業も提供しています。

事業所名	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 相談支援室
住所	〒617-0814 長岡京市今里西ノ口17-9
電話番号	075-874-7373
ファックス番号	075-874-6510
メールアドレス	lifes.otokunif@iaa.itkeeper.ne.jp
相談時間	9:00~17:00
休業日	土曜日・日曜日・祝祭日 8月13~16日 及び 12月29~1月3日
対象地域 対象者	乙訓圏域在住の方 児童(18歳未満)および18歳以上すべての方

所在地図



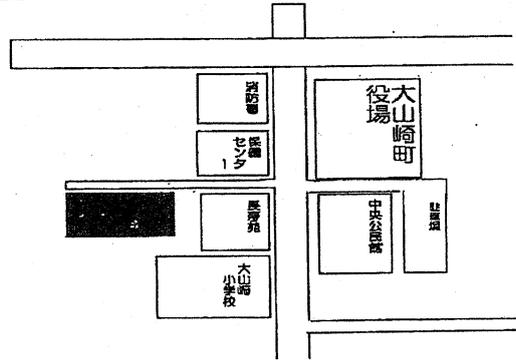
建物の外観  
(写真)



その他

事業所名	社会福祉法人 大山崎町社会福祉協議会 相談支援事業所
住所	〒618-0091 大山崎町字円明寺百々10番地2 大山崎町福祉センターなごみの郷内
電話番号	075-957-4100
ファックス番号	075-954-4400
メールアドレス	oyamazakisyakyo@s8.dion.ne.jp
相談時間	8:30~17:00
休業日	土曜、日曜日および祝日 年末年始(12月29日から1月3日)
対象地域 対象者	大山崎町在住の方。 18歳未満で障がい児通所支援をご利用の方 の計画作成はお受けできません。

所在地図



建物の外観  
(写真)



その他

「サービス等利用計画」「障がい児支援利用計画」説明会 アンケート

今後の参考とするため、アンケートにご協力をお願いいたします。

あてはまるところに○印をつけて下さい。

1 お住まいの地域は、どこですか？

1. 向日市      2. 長岡京市      3. 大山崎町      4. その他 ( )

2 この説明会は、どのようにしてお知りになりましたか？

1. 市・町の広報を見て      2. 事業所から配布の案内ちらしを見て      3. その他 ( )

3 昨年10月の説明会は？

1. 参加していない      2. 参加した

4 あなたと、サービスを利用する当事者との関係は？

1. 本人      2. 家族      3. 家族以外の関係者      4. その他 ( )

5 説明をお聞きになりたかったのは、次のどれですか？

1. 「サービス等利用計画」      2. 「障がい児支援利用計画」      3. 1と2の両方

6 今日の説明を聞く前に知っていたことに○、今日わかったことには◎をつけて下さい。

(いくつでも)

1. 利用計画を作る目的      2. 計画をいつ作るか      3. 「サービス等利用計画」と「個別支援計画」の関係  
 4. 計画を作るメリット      5. 計画を作ることができる事業所      6. モニタリングについて  
 7. サービス利用の流れ      8. 相談支援について      9. どれもよくわからなかった

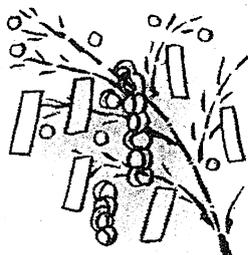
裏につづく

7 まだよくわからないことやもっと知りたいことがあれば、お書きください。

8 「乙訓圏域障がい者自立支援協議会」を知っていますか？

1. よく知っている      2. 名前は聞いたことがある      3. 全然知らない

9 今日の説明会の中で、他にお気づきのことがあれば、なんでもお書きください。



以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 26 年 12 月 16 日

サービス提供事業所 様  
相談支援事業所 様乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
会 長 植田 茂  
(向日市健康福祉部長)

## 研修会に係るアンケート調査について(お願い)

年末を控え、皆さまお変わりなくお過ごしのこととお喜び申し上げます。

平素は、本協議会の各種事業等にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会相談支援部会の取り組みとして「研修会」を開催するところであり、開催にあたっては、乙訓圏域障害者支援事業所連絡協議会と協議の上、共催という形で実施する運びとなりました。

今回の「研修会」は、相談支援事業者が作成している「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」と、サービス提供事業者が利用者ご本人に作成している「個別支援計画」のスムーズでより良い連携を目指し、基本的なことを学ぶことと、それぞれの事業所で支援する立場の者が一堂に会し、お互い顔が見える関係を築くきっかけとすることを目的としています。

その「研修会」開催にあたり、事前に各計画作成者がどのようなことを思っておられるのか、同封のアンケートを実施し、それを参考にしながら講演、グループワークを開催し「研修会」が実り多きものとなるようにしたいと考えました。

つきましては、年末でお忙しいことと思いますが下記のようにご協力よろしくお願ひします。

なお、このアンケートについてご不明な点等ございましたら、下記協議会まで問い合わせください。

また、「研修会」の詳細については、別途ご案内する予定ですが、平成 27 年 2 月 14 日(土)午前 10 時から午後 3 時まで向日市民会館(中央公民館)で開催する予定です。

## \*アンケート用紙 10 部

サービス提供事業所(「調査票①」黄色)については、サービス管理責任者ならびに実務として「個別支援計画」を作成しておられる職員さんが回答ください。

相談支援事業所(「調査票②」ウグイス色)については、相談支援専門員として「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を作成しておられる職員さん全員が回答ください。

両方の業務を兼務されている職員さんは、両方の回答をしてください。

なお、申し訳ありませんが、用紙が足りない場合は各事業所で増し刷りしていただきますようお願いいたします。

## \*アンケート回収期限

平成 26 年 12 月 25 日(木) 午後 5 時まで

12 月 26 日に回収にうかがいます。

問い合わせ等

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局  
電話 : 075-954-7939 FAX : 075-959-9086  
eMail : [otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

サービス等利用計画・障がい児支援計画と個別支援計画の連動・連携に係るアンケート調査票①

(サービス管理責任者及び個別支援計画作成者向け)

- \* 貴事業所のサービス提供責任者1名と、個別支援計画を作成している支援職員複数名の方にご協力をお願いします。
- \* 複数の利用者の計画を作成している場合で、答えにくい設問には、特定の利用者を想定して回答してください。
- \* 研修会のためのアンケートです。飾らずありのままをお答えください。複数回答可。

設問1 担当する利用者に計画相談が開始されて、良かったと思ったことはありますか。

( はい いいえ )

それはどんなことですか。

[ ]

設問2 担当する利用者に計画相談が開始されて、困ったことはありますか。

( はい いいえ )

どんなことですか。

[ ]

設問3 担当する利用者のサービス等利用計画書・障がい児支援計画書を見せてもらったり、コピーをもらったりしていますか。( はい いいえ )

それは誰からですか。( )

その他実情や感じておられることがあればお書きください。

[ ]

設問4 担当する利用者のモニタリング表は、見せてもらっていますか。

( はい いいえ )

それは誰からですか。( )

その他実情や感じておられることがあればお書きください。

[ ]

裏面へ

設問5 担当する利用者の相談支援専門員とのやり取りはしていますか。

( はい いいえ その他 )

方法は( 面談 電話 FAX メール )

回数は( 必要に応じて 連絡があれば )

内容や感じておられることをお書きください。

[ ]

設問6 サービス担当者会議には出席していますか。

( はい いいえ )

→ どうしてですか。

[ ]

設問7 計画相談について感じておられることを自由にお書きください。

[ ]

ご協力ありがとうございました。

いただいたアンケートの結果を参考にしながら、研修会(平成27年2月14日(土)午前10時から午後3時まで向日市民会館を予定)で講演と意見交流会を企画しています。

たくさんのご参加をお待ちしています。

\*アンケート回収期限

平成26年12月25日(木) 午後5時まで

12月26日に回収にうかがいます。

問い合わせ等

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局

電話：075-954-7939 FAX：075-959-9086

eMail：[otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

サービス等利用計画・障がい児支援計画と個別支援計画の連動・連携に係るアンケート調査票②

(相談支援専門員向け)

- \* 貴事業所の相談支援専門員として「サービス等利用計画」を立てているすべての方に、ご協力をお願いします。
- \* 複数の利用者を担当されているために答えにくい設問には、特定の利用者を想定して回答してください。
- \* 研修会のためのアンケートです。飾らずありのままをお答えください。複数回答可。

**設問1** サービス等利用計画・障がい児支援計画の作成にあたり、サービス提供事業所に利用者の様子を問い合わせていますか。

( はい いいえ その他 )

その時に困ることはありますか。

[ ]

**設問2** サービス等利用計画・障がい児支援計画の作成にあたり、サービス提供現場を、実際に見に行くことはありますか。

( はい いいえ その他 )

それはどうしてですか。

[ ]

**設問3** サービス提供事業所とのモニタリングは、どのように行っていますか。

方法は( 来所 訪問 電話 メール )

回数は( 必要に応じて 連絡があれば )

内容は

[ ]

**設問4** モニタリングの頻度について、感じておられることはありますか。

(受給者証に記載された期間でできているか、利用者の必要に応じてモニタリングできているかなども想定して書いて下さい。)

[ ]

裏面へ

設問5 利用者が利用している障がい福祉サービス以外のサービス等(教育・医療等)の担当者とも、やり取りはできていますか。

( はい いいえ その他 )

感じておられることをお書きください。

[ ]

設問6 各サービス提供事業所等から、サービス担当者会議への出席に協力は得られていますか。

( はい いいえ その他 )

感じておられることをお書きください。

[ ]

設問7 サービス担当者会議は必要に応じて開けていますか。( はい いいえ )

会議開催にあたり、感じておられることをお書きください。

[ ]

設問8 サービス等利用計画と個別支援計画の連動・連携に関して、感じるものがあれば書いて下さい。

[ ]

ご協力ありがとうございました。

いただいたアンケートの結果を参考にしながら、研修会(平成27年2月14日(土)午前10時から午後3時まで向日市民会館を予定)で講演と意見交流会を企画しています。

たくさんのご参加をお待ちしています。

\*アンケート回収期限

平成26年12月25日(木) 午後5時まで

26年12月26日に回収にうかがいます。

問い合わせ等

乙訓圏域障がい者自立支援協議会事務局

電話：075-954-7939 FAX：075-959-9086

eMail：[otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

乙訓障害者支援事業所連絡協議会

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

サービス等利用計画・障がい児支援計画と  
個別支援計画の連動・連携による  
利用者の地域生活向上をめざして

# 講演とグループワーク

\* 講師 武田康晴氏(京都華頂大学准教授)

\* 日時 平成 27 年 2 月 14 日(土曜日)

午前 10 時から午後 3 時(受付 9 時 30 分から)

\* 場所 向日市民会館(中央公民館)第 1 会議室

\* プログラム

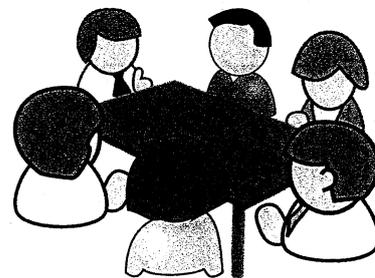
9:30 受け付け開始

10:00 講演

11:30 昼食・参加者交流

12:30 グループワーク

15:00 終了



\* 申し込み 裏面「申込書」に記入のうえ、1 月 31 日までに FAX(959-9086)、メール(otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)等で申し込んでください。

- \* その他
- ・ 今回の研修会は、事前アンケートにお答えくださった事業所の職員さんおよび自立支援協議会関係者を対象としますので、ご了承ください。
  - ・ 駐車場がありません。公共交通機関または 2 輪車でお越しください。  
なお、特にご事情があり車での来場が必要な方は事前にご相談ください。
  - ・ 昼食時に参加者交流を行いたいと考えています。できる限り昼食はご持参ください。

## 研修会参加申込書

参加者名	参加枠	業務内容(○で囲む)
1	一日 午前 午後	相談 サービス提供 両方
2	一日 午前 午後	相談 サービス提供 両方
3	一日 午前 午後	相談 サービス提供 両方
4	一日 午前 午後	相談 サービス提供 両方
5	一日 午前 午後	相談 サービス提供 両方

\*参加は一日を原則としますが、勤務等の関係で午前のみまたは午後のみ参加の場合は上記、参加枠に○印でお知らせください。

事業所名 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

連絡窓口となられる職員さんのお名前

申込先・お問い合わせ

乙訓圏域障がい者自立支援協議会

(事務局 長藤 登まで)

FAX 075-959-9086 TEL 075-954-7936

E-Mail [otsufukugm@cup.ocn.ne.jp](mailto:otsufukugm@cup.ocn.ne.jp)

## 研修会『サービス等利用計画と個別支援計画による支援』

平成27年2月14日(土) 10時～15時

向日市民会館 第1会議室

- 1 あいさつ
  
- 2 講演『サービス等利用計画と個別支援計画による支援』 10:00～11:30  
京都華頂大学 准教授 武田 康晴 氏
  
- 3 昼食・参加者交流 11:30～12:30
  
- 4 グループワーク 12:30～15:00

※ 配付資料について

- ・ 説明会資料(パワーポイント)
- ・ 連携に係るアンケート結果
- ・ アンケート

アンケートのご記入にご協力ください。お帰りの時に、ご提出ください。

2015年2月14日(乙訓圏域)

## サービス等利用計画と 個別支援計画による支援

京都華頂大学  
武田康晴

### 使用する資料について

本講義で使用する資料は、「個別支援計画」作成および運用に関する研修会(全国障害者総合福祉センター戸山サンライズ)において使用された谷口氏、小川氏、小田島氏の資料、また平成26年度京都府サービス管理責任者研修、京都府相談支援専門員初任者・現任者研修、谷口・小川ほか著『障害のある人の支援計画ー望む暮らしを実現する個別支援計画の作成と運用』中央法規、2015から一部引用して作成している。

### はじめに

ソーシャルワークとは、狭義には相談援助、広義には社会福祉援助全般を指す。



ソーシャルワークの目的は、人間の福利(ウェルビーイング, well-being)の向上である。

※well-beingとは、well(良く)being(存在すること)

### ソーシャルワークの定義

#### 2000年の定義

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(well-being:ウェルビーイング)の増進を目指して…」

#### 2014年の定義

「…ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイング(well-being)を高めるよう…」

(国際ソーシャルワーカー連盟)

### ソーシャルワーカーとしての基本姿勢

ソーシャルワークは、様々な手段によって生活上の課題を軽減し、ニーズを満たし、利用者のウェルビーイング(well-being)の向上を目指すという意味で「生活の支援」と言い換えることができる。



「生活の支援」という視点に立ち、ソーシャルワークの中に様々な価値の転換(例えば、医学モデルから生活モデルへの転換)が起こった。

サービス等利用計画や個別支援計画にもそれらが反映される。

### 【参考】医学モデルと生活モデル

#### 医学モデル(傾向として)

- 1)個人の一部を対象  
⇒主に患部に焦点
- 2)個性より汎用性を重視  
⇒それが治療方法の確立
- 3)マイナス面に注目  
⇒マイナスを平常にが目的
- 4)専門家による治療が基本※  
⇒専門家が治療・訓練を提供
- 5)生活より治療や訓練を優先  
⇒生活を中断して治療

#### 生活モデル(福祉モデル)

- 1)個人の生活や人生を対象  
⇒部分より総合体に注目
- 2)汎用性より個性を重視  
⇒個別化が原則
- 3)プラス面にも注目  
⇒むしろマイナス面より重視
- 4)自分で生きる人生が基本  
⇒専門家は側面から支援
- 5)生活(well-being)が優先  
⇒治療より優先があり得る

【参考】リスクに対応する2つのモデル

☆リスク(risk)とは…

本来達成しようとする事(目標、望む結果)と反対方向の影響が出る恐れや事柄のこと

1) safety model

身体的、医療的側面から「安全」を重視し、リスク回避のために行為を制限する。援助者の判断や意向が中心となる傾向がある。

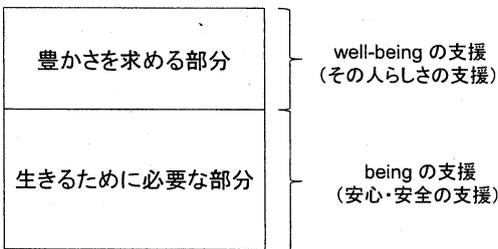
2) risk taking model

行動には多少の差はあれリスクは必ずあると考え、リスクを最小限にすることで行為の実現を援助する。

生活を支援する視点

- 1) 生活とは、個人、環境、個人と環境との関係によって構成されている。常にその三者に焦点を当てる。
- 2) 生活とは、「生きるための最低限」と「豊かさを求める部分」からなる。常にその両者に焦点を当てる。
- 3) 生活とは、人それぞれで、特にwell-beingの向上では個性が前提となる。常に個別化を意識する。
- 4) 生活とは、日中活動、家庭生活、地域生活などの総合体として存在する。支援によって生活を分断しない。
- 5) 生活とは、不得意を補うためよりも得意を中心に営まれる。弱さだけでなく強さ(ストレングス)に注目する。

being(生きること)と well-being(良く生きること)



安心・安全の上に…さて、何を積むか？

障害福祉の動向

- 2003年「支援費制度」～措置から契約へ  
⇒行政に「与えられる福祉」から、当事者が選んで「利用する福祉」という仕組みに変わった。
- 2006年「障害者自立支援法」～施設から事業に再編  
⇒居住支援と日中活動を分離し、複数事業を組み合わせるよう再編された。
- 2012年「計画相談」～ケアマネジメント手法の制度化  
⇒生活全般を想定したサービス等利用計画と事業ごとに作成する個別支援計画の仕組みを導入した。

支援費制度における個別支援計画の位置づけ

サービス評価基準に見る個別支援プログラム

中項目	小項目
1) 相談と利用施設の選択	① サービス内容の説明と利用に係る支援 ② 利用者状況とニーズの把握(アセスメント) ③ 計画の策定及び定期的な見直しに必要な会議 ④ 具体的な個別支援計画について利用者も含む
2) 個別支援計画の策定	① 個別支援計画に基づくサービスの提供
3) 個別支援計画の実施	② サービスの進捗に関する日常的な確認と改善 ③ 地域生活を営むための情報と機会を提供
4) 地域生活への移行	④ 地域生活への個別移行計画の策定 ※) ⑤ 個別移行計画を評価し必要なプログラムを提供
5) 退所後の支援	⑥ 退所後のアフターケアを実施
6) エンパワメントの視点	⑦ エンパワメント理論に基づくプログラムの実施
7) 家族との連携	⑧ 家族に対する日常的な情報提供と連絡 ⑨ 一時帰宅等の利用者及び家族への支援

※) 家族と同居している利用者の単身生活への移行を含む。  
(厚生労働省「障害者・児の福祉のサービス評価基準」2009より作成)

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- ◇ サービス等利用計画
- ・24時間365日の生活を想定した計画
  - ・将来を見据え1年後「実現したい生活」に向かう計画
  - ・個別支援計画の概要が位置づけられた計画
  - ・インフォーマルの支援も網羅した計画
  - ・各サービスの支給決定の根拠が書かれた計画
- ◇ 個別支援計画
- ・サービス事業所での関わりを基本とした計画
  - ・サビ事業を通じて「実現したいこと」に向かう計画
  - ・「実現したい生活」全体の一部を担う計画
  - ・他事業やインフォーマルの支援との連携を含む
  - ・支給決定の主旨を満たす計画





## 平成26年度 研修会報告

## 1 研修会開催日時

平成27年2月14日(土)午前10時から午後3時  
向日市中央公民館(市民会館) 第1会議室

## 2 内容等

午前 講義「利用計画と個別支援計画との連携・連動について」

講師 武田康晴氏

午後 グループワーク(ワールドカフェ方式を採用)

## 3 参加者数 89人

(サービス提供事業所15カ所 居宅支援事業所7カ所 相談支援事業所12カ所)

(相談専任 13人 サービス提供者 43人 兼任 18人 その他 15人)

一日参加 70人

午前のみ参加 19人

## 3 アンケートについて

アンケート回収数 55件

## 1 本日の研修で、良かった点、参考になった点 などをご記入ください。

- ・講師の話が分かりやすく、福祉の仕事をする人間の基本的な考えを改めて認識できた。
- ・講師の話が、具体的で分かりやすかった。
- ・個別支援計画を立てる際、どのタイミングで相談担当者と協議をするのが分かった。
- ・サービス等利用計画や個別支援計画を作成するうえで、大切にしなければならないことが学ぶことができ、よかった。
- ・グループワークで、いろんな立場の人と話ができ、とても参考になった。
- ・短時間だったが、多くの人と話や交流ができてよかった。
- ・乙訓地域の福祉関係者(同業者)同士、顔の見える関係の構築に役立った。
- ・今日の研修をきっかけに、今後円滑な支援が進められるとよいと思う。
- ・これからも、今日の(他事業者との)かかわりを大切にしていきたい。

## 2 次年度の研修会で、学びたいこと、協議したいこと などをご記入ください。

- ・高齢の利用者の支援について
- ・相談支援とサービス提供者の具体的な連携について
- ・事例を基にした、サービス等利用計画と個別支援計画の作成に方法
- \*相談支援計画書を基に、それを見ながら個別支援計画を作成するグループワークを試みたい。

- ・定期的に計画相談の研修を受けたい。
- ・グループワーク(ワールドカフェ方式)はとても楽しかった。またこのようなグループワークをしてほしい。
- ・現場の人の体験談を聞いてみたい。
- ・今回のように、様々な事業所が参加できる事例検討。
- ・計画作成(サビ計・個計)における具体的な内容を聞きたい。
- ・今日のような横のつながりを築く研修は、一度に限らずあってもよい。
- ・困難事例の検討会。多様な視点で支援を考えていきたい。
- ・今後もこのような場の設定を提供してもらえれば地域の活性化になると思う。
- ・今後も乙訓での研修をお願いしたい。
- ・管理職研修・組織づくり
- ・乙訓圏域でどのようなサービス事業所、サービス・支援があるのか知りたい。またどんなサービスが不足しているのか、どのようなサービスが必要か、作ったらいいのか等話し合いたいです。

### 3 その他

- ・グループワークの時間が慌ただしかった。
- ・会場が狭かった。
- ・会場内が寒かった。
- ・受付で、名札の作り方を説明してくれるとよかった。



## 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 介護職員初任者研修課程講座 実施概要 ～障がい者ヘルプの充実目指して～

### 1. 研修課程名称

「乙訓圏域障がい者自立支援協議会 介護職員初任者研修課程講座」(京都府知事指定研修「6高第622号」)(以下、この研修)とします。

### 2. 事業実施の目的、及び事業実施主体

「障害者総合支援法」(平成17年11月7日法律第123号)に基づき、向日市・長岡京市・大山崎町が共同で設置した、乙訓圏域障がい者自立支援協議会が、地域で生活する障がいのある方を支える訪問介護員の養成を目的に実施する事業を、社会福祉法人あらぐさ福祉会と共に、乙訓圏域の自治体様のご協力を戴き、次の形にて実施致します。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ・主催：社会福祉法人あらぐさ福祉会 | ・共催：乙訓圏域障がい者自立支援協議会 |
| ・後援：向日市、長岡京市、大山崎町 |                     |

### 3. 開講課程

この研修は、「障害者総合支援法」に基づく、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条11項に示される、「介護保険法」(平成9年12月17日法律第123号)第8条第2項に規定する政令に基づく、「京都府介護員養成研修に関する要綱」に示される「介護職員初任者研修課程」に沿って、開講いたします。

尚、修了後は「介護職員初任者研修課程」を修了した者として、障害福祉サービス事業所や、介護保険サービス事業所等で、介護等の必要な、身体、知的、精神障害のある方々や高齢の方々の支援業務に携わって戴くことが可能です。

### 4. 受講資格

乙訓圏域の障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業所等で働く予定の方、働く意欲のある方、働いている方等

### 5. 実施期日(全137時間)2014年10月4日(土)～2015年3月31日(月)

- ・講義・演習…2014年(平成26年)10月4日(土)～2015年1月10日(土)の間、2月28日(土)計26日。  
水曜日と土曜日(ただし2014年12月27日、31日、2015年1月3日、7日を除く)。
- ・実習等…2015年(平成27年)1月11日(日)～2月27日(金)の間で18時間(3日間)
- ・筆記試験…2015年2月28日(土) 15:30～16:30

### 6. 実施日程/会場(案内図は<<別紙1>>～<<別紙3>>参照)

- |  |
|--|
| <p>①講義・演習(計118時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2014年10月4日、11日、18日、25日、11月1日、8日、15日、29日、2015年2月28日<br/>いずれも土曜日・概ね9時～17時の講義(休憩含む)/会場 長岡京市立地域福祉センター きりしま苑</li> <li>・2014年10月8日、15日、22日、29日、11月5日、12日、19日、26日、12月3日、10日、17日、24日<br/>いずれも水曜日・18時10分～21時30分の講義(休憩含む)/会場 長岡京市総合生活支援センター内 ボランティアセンター(JR長岡京駅前 バンビオ2階)</li> <li>・2014年11月22日、12月6日、13日、20日、2015年1月10日<br/>いずれも土曜日・概ね9時～17時の講義(休憩含む)/会場 (有)スマイルケア</li> </ul> <p>※資格取得には全ての受講が必要です。補講対応できるのは1日分のみです。</p> <p>②施設・居住型施設実習(8時間)<br/>2015年1月11日～2015年2月27日の間で8時間/乙訓地域内施設又は乙訓地域近隣施設</p> <p>③訪問介護施設実習(4時間)<br/>2015年1月11日～2015年2月27日の間で4時間/乙訓地域内訪問介護事業所</p> <p>④通所・小規模多機能型施設実習(6時間)<br/>2015年1月11日～2015年2月27日の間で6時間/乙訓地域内在宅介護支援センター等<br/>※実習日時は受け入れ先から提供される日程になります。都合を合わせてください。</p> <p>⑤筆記試験(1時間)<br/>2015年2月28日(土) 15:30～16:30 長岡京市立地域福祉センター きりしま苑</p> |
|--|

7. 定員 受講定員は20名とします。

また、ヘルパー登録希望のない方は受講をお断りさせていただく場合があります。

#### 8. 受講費用

受講費用 80,000 円(但し、受講後乙訓地域の障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業所等に、ヘルパー登録などで従業予定の方は40,000円。申込の際、必ずヘルパー登録希望の「有無」を、明記してください。)テキスト代6,069円、実習時の健康診断書料等は参加者負担(9,000円程度)です。

9. 使用テキスト…『介護職員初任者研修テキスト』(介護職員初任者研修テキスト編集委員会＝編集／公益財団法人介護労働安定センター＝発行／価格:6,069円)

10. 研修カリキュラム…別紙に示します。

#### 11. 講師氏名一覧

以下の講師が、科目毎に分担しながら実施いたします。

##### 研修講師 (敬称略、50音順)

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| ・飯山 一隆(大山崎町)                  | ・坂本 忍((福)乙訓福祉会・介護福祉士)        |
| ・石井 憲生((福)あらぐさ福祉会・介護福祉士)      | ・高畑 龍一((社)乙訓医師会・医師)          |
| ・石田 早苗((一財)長岡記念財団・精神保健福祉士)    | ・武田 康晴(華頂大学准教授・社会福祉士)        |
| ・石松 友樹((福)向日市社会福祉協議会・介護福祉士)   | ・寺谷 朋也((福)向陵会・介護福祉士)         |
| ・岡島 麻友美(長岡京市・作業療法士)           | ・中原 明子((福)長岡京市社会福祉協議会・介護福祉士) |
| ・奥田英太郎((福)長岡京市社会福祉協議会・介護福祉士)  | ・細平 陽子((福)長岡京市社会福祉協議会・社会福祉士) |
| ・奥田 健二((福)長岡京市社会福祉協議会・介護福祉士)  | ・山口 さつき((福)海印寺徳寿会・介護福祉士)     |
| ・奥村 美佳((福)向陵会・介護福祉士)          | ・山条 益由((福)乙訓福祉会・介護福祉士)       |
| ・尾瀬 順次(NPO法人てくてく・社会福祉士、介護福祉士) | ・若津 友美子(乙訓歯科衛生士会・歯科衛生士)      |
| ・上林 有香((医)回生会・看護師)            |                              |

#### 12. 研修修了の認定方法および修了証の発行について

全科目の受講が、修了認定の要件となりますのでご注意ください。全ての受講が資格取得には必要です。

「修了証」交付には、京都府との事務手続き上、この研修事業終了日から概ね 1ヶ月程度必要です。その旨ご了承ください。

#### 13. 参加申し込みの方法について(8月1日～10月2日)

社会福祉法人あらぐさ福祉会(下記)まで、原則郵送、もしくはEメールにて、以下の①～⑩事項——

- ①氏名及びふりがな ②性別 ③自宅住所 ④連絡のつく電話番号 ⑤FAX番号(あれば)  
⑥Eメールアドレス(携帯アドレスの場合、研修期間中はパソコンからの受信を可能な状態[当方からの送信予定ドメインは@nifty.comの予定]に設定願います)⑦生年月日 ⑧乙訓圏域での従業者登録希望の有無⑨他の福祉関係資格の有無 ⑩所属事業所名、もしくは学校&学科名・学年

——を、必ず明記の上、下記にお申し込みください。

なお、受講希望をされる方が多い場合は、ヘルパー登録希望のない方については、受講をお断りさせていただく場合もございます。あらかじめご了承ください。

<お問い合わせ先> 社会福祉法人 あらぐさ福祉会 (研修担当:村山)  
〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内広海道42-3  
ファックス(075)953-9215 電話(075)953-9212  
ホームページ <http://www.aragusa.fukushi.jp/>  
Eメール [aragusa@nifty.com](mailto:aragusa@nifty.com)

介護職員初任研修プロジェクト 資料2

乙訓圏域障がい者自立支援協議会 介護職員初任者(ホームヘルパー養成)研修 受講状況

年度	受講者数	所属有	所属なし	所属有(割合)	修了者数	修了後就業	性別		年代(受講開始時)						講義の開催状況
							女性	男性	10代	20代	30代	40代	50代	60代	
21	25	6	19	24.0%	24	21	22	3	0	3	6	10	4	2	9月2日～30 平日・日中。実習～2月
22	17	6	11	35.3%	17	15	13	4	0	4	2	6	1	4	11月15日～12月27日 月水金(土)・日中。実習～3月
23	11	7	4	63.6%	11	11	7	4	0	3	3	0	4	1	8月29日～10月15日 月水金・日中。実習～4月
24	15	9	6	60.0%	15	15	12	3	1	3	4	2	1	4	6月9日～9月1日 水・夜、土・日中。実習～2月
25	9	8	1	88.9%	9	8	7	2	0	4	1	2	1	1	10月19日～2月5日 水・夜、土・日中、以降実習。 4月12日に「振り返り」と「試験」実施
26	9	7	2	77.8%			5	4	0	3	2	3	0	1	10月4日～1月10日 水・夜、土・日中。以降実習 2月28日に「振り返り」と「試験」実施
合計	77	36	41	46.8%	76	70	61	16	1	17	16	20	11	12	平成21年度～平成25年度の合計
		46.8%	53.2%		98.7%	92.1%	79.2%	20.8%	1.3%	22.1%	20.8%	26.0%	14.3%	15.6%	

## 2014年度社会福祉法人乙訓福祉会・ライフサポート事業所

### 「介護職員等による喀痰吸引等研修（第3号研修）」実施要項

#### (1) 研修実施日程

基本研修：募集期間：2014年9月8日（月）～10月3日（金）

2014年10月18日（土）（講義） 9：00～16：30

10月19日（日）（講義）（筆記試験）（シミュレータ演習）8：30～16：00

実地研修：登録研修機関登録後速やかに実施する

#### (2) 研修実施期間 基本研修（講義） 1日目

シミュレータ演習 2日目 各班 90分を予定

実地研修 基本研修終了後、必要に応じて

#### (3) 研修実施場所 乙訓総合庁舎 講堂・第二会議室・図書室

所在地：〒617-0006 向日市上植野町馬立8 電話：075-933-1151（代表）FAX：075-932-6910

会場：乙訓総合庁舎 アクセス：阪急 西向日駅から西へ約300m 駐車場有



#### (4) 研修受講定員 40名

受講決定については、申込期間の申込者に対し、研修委員会により選考を行い、受講決定通知にてお知らせします。尚、定員になり次第締め切ります。

#### (5) 受講料

基本研修：10,000円（8時間講義＋シミュレーター演習）

事務手数料：2,000円

実地研修（指導看護師料）：10,000円（指導看護師が他法人の方の場合や居ない場合、1利用者当たり必要、自法人の方の場合は無料）

※上記のとおり実地研修の指導看護師が他法人の方である場合は、指導看護師料として受講者ごとに1利用者当たり10,000円をお支払して頂いています。一度も実地研修を実施することなく、いったん研修を終了する場合は、指導看護師料を返金（振込手数料は申込者負担）しますのでご連絡をお願いします。

(6) 研修教材

教材については、第3号研修テキスト(「平成24年度喀痰吸引等指導者講習事業 喀痰吸引等研修テキスト第三号研修(特定の者対象)」「ピュアスピリット作成分)を用いる。

※上記のテキストをお持ちでない方は、下記からダウンロードして印刷して頂くか、用意できない場合は実費:2,000円にて用意致します。テキストが必要な方は申込書のテキスト「要」に●印をご記入下さい。

(7) 備品等調達方法

備品等必要な設備については京都府、乙訓圏域障害者自立支援協議会「医療的ケア委員会」等からのネットワークによる関係機関より、借用の上、準備する。

(8) 修得程度審査方法 筆記試験事務規定による。

(9) 「基本研修」実施プログラム

1日目 9:00~16:30

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	9:00~9:30	
開講式	9:30~10:00	
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 ○利用可能な制度 ○重度障害児・者の地域生活等 ○障害者自立支援法と関係法規	10:00~11:00 11:10~12:10	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 NPO法人「てくてく」 尾瀬 順次(社会福祉士)
休憩・昼食	12:10~13:10	
喀痰吸引の講義 ○呼吸について ○呼吸異常時等の症状・緊急時対応 ○人工呼吸器について ○喀痰吸引概説 ○口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について ○喀痰吸引の手順・留意点等 ○喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応	13:10~16:30	医療法人社団千春会 通所介護サービス マネージャー 瀧本 稚子(看護師)

2日目 8:30~16:00

研修内容・科目	時間	担当講師
受付	8:30~9:00	
健康状態の把握・経管栄養の講義 ○食事と排泄(消化)について ○経管栄養概説 ○リスク・中止条件・緊急時対応 ○手順・留意点等	9:00~12:20 (休憩を含む)	医療法人社団千春会 訪問介護・看護サービス マネージャー 矢崎 典子(看護師)
昼食	12:20~13:10	休憩
オリエンテーション (試験実施に向けての諸注意等)	13:10~13:30	試験委員会
筆記試験 ○吸引・経管栄養(30分) ○経管栄養のみ(15分)	13:30~14:00	試験委員会
休憩	14:00~14:20	休憩

<p>シミュレータ演習 ○喀痰吸引（口腔内） （鼻腔内） （気管カニューレ内） ○経管栄養（胃瘻・腸瘻） （経鼻）</p>	14:20~15:50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわり園支援センター 亀井あや子</li> <li>・晨光苑 三木明子</li> <li>・あらぐさ福祉会 長谷川朋子</li> <li>・訪問看護ステーション「ふれあい」 金森千絵子</li> <li>・千春会 訪問介護・看護サービス 矢崎典子</li> <li>・あいケア・コミュニティ 訪問看護ス テーション 植野佳子</li> <li>・片岡診療所 若林環・佐本智美  高田初子・社領佐和子</li> </ul> <p>※受講者数に応じ、上記講師より分担して担当</p>
閉講式	15:50~16:00	

(10) カリキュラム一覧表

基本研修

科 目	実施内容	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法と関係法規</li> <li>・ 利用可能な制度</li> <li>・ 重度障害児（者）等の地域生活</li> </ul>	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者の障害及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呼吸について</li> <li>・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応</li> <li>・ 人工呼吸器について</li> <li>・ 人工呼吸器に係る緊急時対応</li> <li>・ 喀痰吸引概説</li> <li>・ 口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の吸引について</li> <li>・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・ 喀痰吸引の手順、留意点、等</li> </ul>	3
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康状態の把握</li> <li>・ 食と排泄（消化）について</li> <li>・ 経管栄養概説</li> <li>・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養</li> <li>・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応</li> <li>・ 経管栄養の手順、留意点、等</li> </ul>	3
喀痰吸引等に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔内の喀痰吸引</li> <li>・ 鼻腔内の喀痰吸引</li> <li>・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引</li> <li>・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養</li> <li>・ 経鼻経管栄養</li> </ul>	1.5
合 計		9.5

実地研修

行 為	回 数
口腔内の喀痰吸引	医師・看護師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

(1.1) その他

喀痰吸引等研修実施委員会（以下 「研修委員会」という。） 構成員一覧。

喀痰吸引等研修実施委員会（研修委員会）

氏名	団体・機関名	備考
高畑 龍一	(社)乙訓医師会	医師
尾瀬 順次	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	
亀井 あや子	乙訓訪問看護ステーション連絡会	看護師
奥田 英太郎	乙訓圏域障がい者相談支援事業所連絡会	
長藤 登	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	GM
山本 忠明	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	
長谷川 修	乙訓圏域障がい者自立支援協議会	
小原 一郎	乙訓福祉会・ライフサポート事業所 研修室	
藪内 佐世子	向日市 健康福祉部障がい者支援課	
*野々口 義也	行政（乙訓保健所：福祉室）	オブザーバー